

## 磯子区民文化センター利用要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。）、横浜市区民文化センター条例施行規則（平成5年6月横浜市規則第61号。以下「規則」という。）横浜市磯子区民文化センターの管理運営に関する基本協定書（以下「協定」という。）及び「協定」の締結にあたっての覚書に基づき、横浜市磯子区民文化センター（以下「センター」という。）の指定管理者に指定された共同事業体の代表団体（以下「指定管理者」という。）である公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が、センターの利用に関して必要な事項を定める。

### (開館時間)

第2条 規則第2条第2項に規定する「センターの開館時間を変更することができる場合」とは、利用の延長・繰り上げがあった場合とする。

2 利用時間には、利用準備及び、後片付けの時間を含むものとする。

### (休館日)

第3条 規則第3条の規定により休館する日の決定は、当該休館日の属する月の3ヶ月前までに、財団理事長が区長へ届け出て承認を得る。

### (休館日以外の休館)

第4条 次に掲げる場合は、休館日以外に休館することができる。  
(1) 施設、設備等の点検及び改修工事等によりやむを得ない場合  
(2) 非常災害が生じた場合  
(3) その他前号に準ずる場合

### (利用期間)

第5条 条例第9条ただし書きに規定する「指定管理者が特に必要があると認める場合」とは、次の各号に掲げるとおりとする。  
(1) 条例第3条に掲げる事業を横浜市又は財団が、主催又は共催して行う場合  
(2) 特に地域の文化の創造に資すると財団が認める場合。  
2 前項の利用にあたっては、指定管理者と磯子区で協議し利用期間を調整することができる  
3 第1項の規定により利用許可申請書を提出するもののうち、横浜市又は財団が共催するもの場合には、横浜市又は財団が発行する共催証明書の写しを利用許可申請書に添付しなければならない。

### (利用の抽選)

第6条 センターを利用しようとする者は、規則第7条第2項に定める抽選月の1日から15日までに、横浜市市民利用施設予約システム（以下「予約システム」という。）による抽選申込みを行わなければならない。ただし、ホール内にある楽屋については、予約システムによる抽選の対象としない。ホールを使用する場合に、個別に予約を受け付ける。  
2 抽選申込みをした者は、抽選月の18日から25日までに予約システムによる抽選結果の確認を行わなければならない。

(利用の申請)

第7条 前条第2項による抽選結果の確認をした者で、かつ当選した者は、抽選月の18日から末日までに、規則第7条第1項による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、末日が休館日にあたる時はその翌日を期限とする。

(利用の予約)

第8条 規則第6条第1項の規定に定められた日以降にセンターを利用しようとする者は、抽選月の26日以降に予約システムによる予約を行い、申込みの日を含めて8日以内に利用許可申請書を提出しなければならない。利用日の7日前から2日前の申込みは、利用日前日までに、利用日前日及び当日の申し込みは利用日当日までに申請手続きを行わなければならない。

(利用の受付)

第9条 利用許可申請書は、開館日の午前9時から午後9時までにセンターに来館し、提出しなければならない。

(利用の許可)

第10条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により許可をしたときは、利用許可書(第1号様式)を申請者に交付する。

(利用許可時期の特例)

第11条 規則第7条第2項ただし書きにおける「指定管理者が特にやむを得ないと認めるとき」は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業を横浜市又は財団が主催又は共催して行うものとし、利用許可申請書を利用日の1年前から提出し、優先で利用することができる。
- (2) 条例第3条に掲げる事業で、特に地域の文化の創造に資すると財団が認める場合は、利用許可申請書を利用の抽選が始まる以前に提出し、優先で利用することができる。
- (3) 芸術文化活動以外のためにセンターの施設を利用しようとするときは、他の規定に関わらず、抽選に参加することはできない。

2 前項により利用許可申請書を提出するもののうち、横浜市又は財団が共催するものの場合には、横浜市が発行する名義使用等承認通知書の写し又は財団が発行する共催証明書(第9号様式)を添付しなければならない。

3 第1項第1号及び第2号による優先で利用できる日数は、月ごとに土日祝日の半数と平日の半数を超えないよう指定管理者が調整する。ただし、特に地域の文化の創造に資すると財団が認める場合は、磯子区と協議し優先で利用できる日数を調整することができる。

(特別の設備の設置の許可)

第12条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により許可をしたときは、特別設備設置許可書(第2号様式)を申請者に交付する。

(物品販売等の許可)

第13条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により許可をしたときは、物品販売等許可書(第3号様式)を申請者に交付する。

2 物品販売等の行為は、指定された場所以外では行わない。

(許可事項の変更)

第 14 条 指定管理者は、規則第 10 条の規定により許可をしたときは、許可申請事項変更許可書（第 4 号様式）を申請者に交付する。

（利用料金）

第 15 条 条例第 14 条第 2 項に定める利用料金は別表のとおりとする。

（利用料金の納入）

第 16 条 申請者は、本要綱第 7 条及び第 8 条の規定による手続きの際に利用料金の全額を納入しなければならない。

2 本要綱第 14 条により、許可事項の変更の申請が承認された場合の、利用料金の取扱は次の通りとする。

（1）利用者は、既納の利用料金に不足が生じた場合、当該不足分を直ちに納入する。

（2）利用料金に過納額を生じた場合は、返還しないものとする。ただし、1 日の中で入場料の設定もしくは開場時間の変更により当該施設の利用料金単価が変わった為に過納額を生じる場合は、規則第 13 条の規定により、利用者の返還の申し出を受けて利用料金の差額を返還する。なお、本番と別日に行うリハーサル料金は、遡ってこれを適用しない。

3 楽屋及び舞台・照明・音響機器などの附帯設備料は利用当日に現金で納入しなければならない。

（利用料金の後納）

第 17 条 条例第 14 条第 3 項ただし書に規定する「必要があると認められる場合」は、次のとおりとする。

（1）利用当日の利用時間の延長等、利用後でなければ料金の算出がし難いとき。

（2）前号のほか利用料金を前納することが困難である場合。

（利用料金の減免）

第 18 条 条例第 15 条に規定する「必要があると認められる場合」は「財団」が利用する場合とする。

2 規則第 12 条に規定する「本市が共催する文化事業の実施のために利用する場合」は、共催する市の当該局区に当該局区が精算することを確認した上で、利用料金の一部を免除するものとする。

3 条例第 15 条の規定により利用料金の全部または一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料減免申込書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申込を確認し、または確認しないことに決定した場合は、利用料減免確認書（第 6 号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

5 規則第 12 条に規定する「その額に 10 円未満の端数があるとき」とは、利用時間帯ごとに単価計算して生じた端数をいう。

（利用料金の返還の申込等）

第 19 条 条例第 16 条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料返還申込書（第 7 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により申込を確認し、または確認しないことに決定した場合は、利用料返還確認書（第 8 号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

3 規則第 13 条に規定する「その額に 10 円未満の端数があるとき」とは、利用時間帯ごとに単価計算して生じた端数をいう。

(利用の不許可)

第20条 条例第10条第3項第3号に規定する「管理上支障があるとき」とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 危険物等を使用する催物で災害発生等のおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの建物又は附帯設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体又はその団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (5) 主として物品の販売若しくは宣伝又はこれらに類することを目的とするためセンターを利用しようとするとき。
- (6) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のため利用しようとするとき。
- (7) 同一団体が未払いの申請予約や抽選申込みを13件以上保持しようとするとき、又は月に9件以上の抽選申込みをするとき。
- (8) 利用期間が規則別表第1に定める期間を超えるとき。
- (9) 利用許可申請書等の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (10) 施設・設備等の点検を行うとき。
- (11) 施設の許容範囲を超える、大音量や振動等を伴う利用をするとき。

(不許可の通知)

第21条 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により許可しないと決定したときは、速やかに書面をもって申請者に通知する。

(標準処理時間)

第22条 申請に係る事務の処理日数は、1日とする。

(遵守事項)

第23条 センターを利用する者(催物等を目的として入場した者を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (2) 附帯設備をセンター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲げ、若しくははりつけ、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火器を使用し又は特別の設備を設置しないこと。
- (6) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (7) 所定の場所以外で飲食しないこと。又、喫煙しないこと。
- (8) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等又は利用許可書に記載された場所以外での勧誘、演説及び印刷物等の配布等を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 指定管理者の指定する関係職員の指示に従うこと。

(ホール等の利用の打合せ)

第24条 利用者はホール、ギャラリーを利用する場合は、指定管理者の指定する日までに、関係職員と利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 前項に定めるもののほか利用者はあらかじめ、プログラム、式次第、平面図等の施設の利用順序、内容等を明らかにする書類を提出しなければならない。

(責任者の届出等)

- 第 25 条 利用者はあらかじめ利用に係る施設の秩序を維持するために必要な責任者を定め、その者の氏名その他必要な事項を定め届け出なければならない。
- 2 利用者は、センターを利用するにあたり、センターの内外の秩序を維持するために必要な整理員を配置しなければならない。
- 3 利用者は、非常時の避難誘導體制を整えなければならない。

(職員の立入り)

- 第 26 条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、関係職員を利用者が現に利用している施設に立ち入らせることができる。この場合利用者は当該職員の立入りを拒むことはできない。

(損傷等の届出)

- 第 27 条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、関係職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

- 第 28 条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

- 第 29 条 利用者は施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、指定管理者の点検を受けなければならない。条例第 17 条の規定により、利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止させられたときも同様とする。

(委 任)

- 第 30 条 この要綱に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項については、財団理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。